

国水防第1673号
令和7年4月1日

都道府県知事
指定都市の長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長

給水施設災害復旧事業に関する災害査定要領について

標記について、別紙「給水施設災害復旧事業に関する災害査定要領」のとおり行うこととされたので通知します。

なお、対象地方公共団体に対して、この旨周知をお願いします。

給水施設災害復旧事業に関する災害査定要領

第一 趣旨

「給水施設災害復旧事業等補助金交付要綱（令和7年4月1日付国水防第1672号、以下「交付要綱」という。）」第二（5）に定める給水施設（以下「給水施設」という。）災害復旧事業の災害査定については、交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第二 給水施設に関する災害査定の方法

- (一) 国土交通省所管の給水施設災害復旧事業に関する災害査定に対して、財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が立会するものとする。
- (二) 災害査定の方法については、「公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発第351号、以下「方針」という。）」第十二第一項に準じて取扱う。
- (三) 給水施設に関する災害査定は、基本当該給水施設と水圧管理上一体的な関係にある配水施設の災害査定に併せて、様式1「給水施設災害復旧事業費調書」を作成の上、査定を受けるものとする。

第三 災害原因の調査

- (一) 災害とは、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号、以下「負担法」という。）」第二条第一項に規定する災害をいう。
- (二) 災害復旧事業採択の範囲については、方針第二（災害原因の調査）及び第三（採択の範囲等）に準じて取扱う。
- (三) 対象とする災害は、地震による災害については「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」第二条の規定により指定された災害で「激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）」1に示すA又はB、その他の災害についてはAのみとする。

第四 災害復旧事業の対象となる施設

災害復旧事業の対象となる施設は、第三（三）の対象とする災害により被害を受けた負担法が適用される「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号、以下「施行令」という。）」第1条第十水道の規定に示す配水施設と水圧管理上一体的な関係にある次の給水施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが不可能若しくは著しく困難又は不適当な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。）とする。

給水施設のうち施行令第1条第十水道の規定に示す配水施設の配水管から分岐して最初の止水栓までの部分であって、当該給水施設の復旧事業が次の要件を満たすもの。

- (a) 地方公共団体が、被災した配水施設の配水管と水圧管理上一体的な関係にある給水施設の復旧事業を行うものであること。
- (b) 当該給水施設の復旧事業が行われなければ、配水施設の災害復旧の効用が発揮できない場合であること。

第五 災害復旧の方法

災害復旧の方法については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（昭和31年12月10日建設省発河第114号、以下「負担要綱」という。）」第二及び第三に準じて取扱う。

第六 復旧事業費の算出の基準

復旧事業費算出については、「水道施設に係る災害復旧事業の工事費の算出等の取扱いについて

て（令和6年4月1日国水防第537号）」1・（二）建物以外の工作物（イ）管に準じ、配水管から分岐して最初の止水栓までの給水施設が被災した場合には、被災の程度により事業費を算出する。

なお、本工事費算出時の一般管理費等の諸経費は、給水施設と給水施設以外の直接工事費により按分し、それぞれ本工事費を算出するものとする。

第七 査定設計書等の作成

- (一) 査定を受けようとする場合、目論見書及び査定設計書を国土交通省防災課へ提出するとともに、工事番号は、当該給水施設と水圧管理上一体的な関係にある配水施設の工事番号に「給」をつけるものとする。
- (二) 目論見書は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（平成12年12月15日運輸省・建設省令第14号）」第5条第1項に規定する様式に準じて作成するものとする。
- (三) 査定設計書は、様式1「給水施設災害復旧事業費調書」を作成し、設計書に添付する図面等は、負担要綱第十八に準じて作成するものとする。

復旧事業費の種目は、施行令第4条第1項及び第2項、負担要綱第四、「公共土木施設災害復旧事業に係る設計書の作成等について（昭和43年4月1日河防発第40号）」に準じるものとする。

ただし、事務費、工事雑費及び災害査定後に設計書を作成するために行う調査、測量、試験又は設計に関する費用は災害復旧事業の対象としない。

第八 単価、歩掛り

単価、歩掛りは、施行令第六条第二項によるものとする。

第九 査定前施工工事の取扱い

災害査定前において既に施工済又は施工中の復旧工事については、被災写真等により被災事実を確認できるものに限り復旧事業費算出の対象とする。

この場合において当該工事の精算額又は精算見込額が第八（単価、歩掛り）により算定した復旧事業費の額を下回るときは、精算額又は精算見込額をもって申請額とする。

第十 一箇所の定義

一箇所工事については、「水道施設に係る災害復旧事業の一箇所工事の取扱いについて（令和6年4月1日国水防第536号）」により取扱うものとする。

第十一 適用除外

適用除外の規定（限度額含む）については、負担法第6条を準用するものとする。

第十二 報告

災害査定終了後、負担法の対象となる当該給水施設と水圧管理上一体的な関係にある配水施設の災害復旧事業の復命にあわせて様式1「給水施設災害復旧事業費調書」を提出するものとする。なお、災害査定に当たり、採択を保留するものは、方針十五の二に準じて処理するものとする。

第十三 災害報告

災害報告については、「災害報告について（平成10年4月17日建設省河防海第84号）」に準じて取扱うものとし、様式2「給水施設被害報告表」を遅滞なく提出するものとする。

第十四 再調査

決定した災害復旧事業費のうち、過年発生災害に係るものについて、その後の状況の変化に即応した事業費を調査（以下「再調査」という。）するものとする。再調査については、「過年発生災害復旧事業の再調査要綱について（昭和 57 年 3 月 29 日建河防発第 39 号）」に準じて行うものとする。

第十五 災害査定の簡素化、効率化

給水施設に関する災害査定は、第二（三）より基本当該給水施設と水圧管理上一体的な関係にある配水施設の災害査定に併せて査定を受けることから、配水施設の災害査定において「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（平成 29 年 2 月 1 日国水防第 347 号）」等により災害査定の効率化、簡素化が適用される場合には、当該給水施設に関する災害査定も同様の取扱いを適用して行うものとする。

第十六 その他

災害査定に当たり本要領に規定のない事項については、公共土木施設災害復旧事業の取扱いに準じて処理する。

様式 1 給水施設災害復旧事業費調書

様式 2 給水施設被害報告表

様式 1

第 1 表

給水施設災害復旧事業費調書

災害年月日	令和 年 月 日		工事概要 管路修理（P E、V P）〇〇箇所
工事番号	第〇〇号一給		
水道系統名	〇〇市上水道〇〇系統（〇〇地区）		
施工位置	〇〇 郡 市	〇〇 町 村	
工事名	〇〇給水施設災害復旧工事		
	災害復旧事業費	内未成	内転属
申請額	〇, 〇〇〇千円		摘要 第〇号明細書のとおり
決定額	〇, 〇〇〇千円		
見込額*	〇, 〇〇〇千円		
意見	査定官 立会官		
保留事由*			
被災原因 その他	災害名による管の破損 月 日～ 日 最大24時間雨量〇mm (時間雨量〇mm) 気象コード ()		
採択基準	「給水施設災害復旧事業等補助金交付要綱」(令和7年3月 日付け●●号国土交通省水管 理・国土保全局長) 査定官名 ○ ○ ○ ○ 立会官名 ○ ○ ○ ○ 査定年月日 令和 年 月 日		

注：工事番号は、給水施設と水圧管理上一体的な関係にある配水施設の工事番号と整合を図ること。

※：保留時に記載し、保留事由欄には、保留とした理由が該当する方針第15の2第1項の号番号を記載し、当該理由を具体的に記載すること。

第2表

工事費総括表

費用	金額	摘要
工事費		
本工事費		
用地費及び補償費		

※工事費に事務費、工事雑費、測量及び試験費は計上できない。

様式2

給 水 施 設 被 害 報 告 表

都道府県名		県等コード	第 報	報 告 者		令和 年 月 日 時現在			
				調査率	%	気象コード			
異常気象名					災害発生月日		自 月 日 : 至 月 日		
気象データ	市町村名 (観測所)	連続雨量最大:				被災中心地:			
	連続雨量	. mm	日 時 ~ 日 時		. mm	日 時 ~ 日 時			
	最大日雨量	. mm	日 時 ~ 日 時		. mm	日 時 ~ 日 時			
	最大時間雨量	. mm	日 時 ~ 日 時		. mm	日 時 ~ 日 時			
	最大平均風速	m/秒	日 時 分 ~ 時 分		m/秒	日 時 分 ~ 時 分			
	その他								
工種		都道府県(指定都市含む) 及び 市町村工事							
		箇所数		金額 (千円)					
給水施設									